



福岡県医師会 第1620号（地）

令和6年9月5日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その11）」の送付について

今般、厚生労働省より疑義解釈が発出されましたので、別添のとおりお送りいたします。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会ホームページ会員専用「令和6年度診療報酬改定について」(https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/R6sinryohosyu.html)に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

《参考：令和6年度診療報酬改定関連ホームページ》

- ・ 日本医師会（会員限定メンバーズルーム）

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r06kaitei/index.html>

- ・ 福岡県医師会（会員限定）

https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/R6sinryohosyu.html

- ・ 九州厚生局

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/iryo_shido/r06_shinryohoshu.html



小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 953 号（保険）
令和 6 年 8 月 3 0 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

疑義解釈資料の送付について（その 11）

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 7 日付け（日医発第 2149 号（保険））「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、令和 6 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 11）」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

<添付資料>

疑義解釈資料の送付について（その 11）

（令 6. 8. 29 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 29 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 11）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）等により、令和 6 年 6 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【小児科外来診療料】

問1 「B001-2」小児科外来診療料は、別に厚生労働大臣が定める薬剤を投与している場合については、算定しないと定められており、この厚生労働大臣が定める薬剤として、RS ウイルス感染症に対する抗体製剤である「パリビズマブ」が告示されているが、令和6年5月22日に薬価収載されたRS ウイルス感染症に対する抗体製剤である「ニルセビマブ」については、どのように取り扱うのか。

(答) 小児科外来診療料について、「ニルセビマブ」は「パリビズマブ」と同様に扱うこととする。

【感染症免疫学的検査】

問2 「D012」感染症免疫学的検査「24 RS ウイルス抗原定性」は、「パリビズマブ製剤の適応となる患者」等について、当該ウイルス感染症が疑われる場合に適用するとされているが、令和6年5月22日に薬価収載されたRS ウイルス感染症に対する抗体製剤である「ニルセビマブ製剤」の適応となる患者についても同様の取扱いと考えてよいか。

(答) よい。

【特定疾患処方管理加算】

問3 生活習慣病管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定した月において、当該算定日とは別日に、当該保険医療機関において、同一患者に対して特定疾患処方管理加算を算定することは可能か。

(答) 特定疾患処方管理加算は、特定疾患療養管理料における特定疾患と同じ特定疾患を対象に処方した際に算定できるが、特定疾患療養管理料と生活習慣病管理料は併算定できないことから、生活習慣病管理料を算定した月においては、特定疾患処方管理加算は算定できない。

【児童思春期支援指導加算】

問4 「I002」通院・在宅精神療法の注10に規定する児童思春期支援指導加算の施設基準において求める医師等の「児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

(答) 現時点では、以下の研修が該当する。

- 日本精神科病院協会が実施する「児童・思春期精神医学対策講習会スタンダードコース」
 - 日本児童青年精神医学会が実施する「児童思春期精神医療研修」
 - 国立国際医療研究センター国府台病院が実施する以下の研修（①及び②の両方を受講した場合に限る。）。
 - ① 以下のいずれかの研修。
 - ・平成22年度～平成26年度に実施された、「思春期精神保健対策医療従事者専門研修（1）」
 - ・平成22年度～平成26年度に実施された、「思春期精神保健対策医療従事者専門研修（2）」
 - ・平成22年度～平成25年度に実施された、「思春期精神保健対策コメディカル専門研修」
 - ・平成27年度～令和5年度に実施された、「思春期精神保健対策医療従事者専門研修」
 - ・「児童・思春期精神保健対策医療従事者専門研修」
 - ② 以下のいずれかの研修。
 - ・平成26年度～令和5年度に実施された、「医療従事者研修応用・症例コース」
 - ・「児童・思春期精神保健対策医療従事者専門研修 応用・症例コース」
 - 令和5年に実施された、障害者総合福祉推進事業「児童思春期精神医療における多職種実践研修（仮）」
- なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年3月28日事務連絡）別添1の問204は廃止する。